

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名

印

電話番号

高松市寡婦（寡夫）控除みなし適用申請書兼同意書

次のいずれかに該当し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受けたいので、高松市寡婦（寡夫）控除みなし適用に関する要綱第5条の規定により、申請します。

（該当する番号に○をつけてください。）

1 次に掲げる要件の全てに該当する者

- （1） 所得を算定する年の12月31日（以下「現況日」という。）以前に婚姻によらずに母となっていること。
- （2） 現況日前において婚姻をしたことがないこと。
- （3） 現況日以後において婚姻（事実婚を含む。）をしていないこと。
- （4） 現況日及び現時点において20歳未満の扶養親族である子（合計所得金額が38万円以下で、他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。以下同じ。）又は20歳未満の生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。以下同じ。）を有していること。

2 次に掲げる要件の全てに該当する者

- （1） 1（1）から（3）までに掲げる要件に該当すること。
- （2） 現況日及び現時点において20歳未満の扶養親族である子を有していること。
- （3） 所得を算定する年の合計所得金額が500万円以下であること。

3 次に掲げる要件の全てに該当する者

- （1） 現況日以前に婚姻によらずに父となっていること。
- （2） 現況日前において婚姻をしたことがないこと。
- （3） 現況日以後において婚姻（事実婚を含む。）をしていないこと。
- （4） 現況日及び現時点において20歳未満の生計を一にする子を有していること。
- （5） 所得を算定する年の合計所得金額が500万円以下であること。

私は、寡婦（寡夫）控除のみなし適用に当たり、市長が、要件の確認に必要な範囲内で、世帯状況、市町村民税の課税状況及び児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに当該情報を必要とする申請窓口と共有することについて

1 同意します      2 同意しません

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※同意をいただけない場合は、別途市町村民税の課税証明書等の提出について、御協力をいただく必要があります。

（添付書類）

- 1 申請者及び扶養親族である子等の戸籍謄本（3か月以内に発行したもの）又は有効期間内の児童扶養手当証書の写し
- 2 前年の所得を証する書類（所得課税証明書等）（申請する年の1月1日現在で高松市に住民登録がされていない場合に限る。）

(裏)

寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する対象事業等に○を記入してください。

	○印記入欄	対 象 事 業 等	申請窓口
1		自動車改造費助成事業	障がい福祉課
2		身体障害者福祉電話等貸与事業	障がい福祉課
3		福祉ファクシミリ貸与事業	障がい福祉課
4		障害者住宅改造助成事業	障がい福祉課
5		福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
6		障害者医療費助成事業	障がい福祉課
7		放課後児童健全育成事業	子育て支援課
8		助産施設運営事業	子育て支援課 ども女性相談室
9		子育て短期支援事業	子育て支援課 ども女性相談室
10		母子生活支援施設管理運営事業	子育て支援課 ども女性相談室
11		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ども家庭課
12		高等職業訓練促進給付金等事業	ども家庭課
13		ひとり親家庭等医療費助成事業	ども家庭課
14		保育所等保育料	ども園運営課
15		幼稚園授業料	ども園運営課
16		私立幼稚園就園奨励費補助事業	ども園運営課
17		妊娠高血圧症候群等医療費助成事業	保健センター
18		母子栄養食品支給事業	保健センター
19		産後ケア事業	保健センター
20		がん検診自己負担金免除等事業	保健センター
21		高齢者インフルエンザ予防接種事業	保健センター
22		成人用肺炎球菌予防接種事業	保健センター

(注意事項)

- 1 生活保護を受給している方又は市町村民税非課税の方は寡婦（寡夫）控除のみなし適用対象外です。
- 2 本申請は、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受けるための手続ですので、対象事業等の利用等に当たっては、別途対象事業等の利用等に係る手続を各申請窓口において行う必要があります。本申請後、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を受けたい対象事業等を追加したい場合は、その都度、本申請を行ってください。
- 3 寡婦（寡夫）控除のみなし適用は、対象事業等の負担金額の決定等のみに適用されるものであり、税法上の寡婦（寡夫）控除を受けることはできません。
- 4 寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する対象事業等が複数ある場合は、この申請書兼同意書の写し及び添付書類の写しを各申請窓口に送付します。
- 5 所得状況や世帯状況等に変更があった場合は、申請窓口に届け出てください。
- 6 御提供いただいた個人情報、寡婦（寡夫）控除のみなし適用に係る目的の範囲内のみで利用します。